

## 「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する鶴岡市の意見

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が計画している「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業」について、計画段階環境配慮書に対する本市の意見は以下のとおりである。

### 1 全体的事項

#### (1) 住民との相互理解について

風力発電事業の実施に当たっては、住民理解が不可欠であることから、周辺住民並びに関係者に対して、事業による環境への影響を積極的かつ分かりやすく説明するとともに、意見や要望に対しては誠意をもって対応するなど、住民との相互理解のもとで事業を行うこと。

#### (2) 事業計画の再検討について

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置の再検討、事業実施想定区域及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### 2. 個別事項

#### (1) 騒音及び低周波音、風車の影等について

事業実施想定区域の周辺には、複数の住宅が存在しており、稼働時における生活環境への影響が懸念される。なかでも、騒音及び低周波音、風車の影等による影響が、周辺住民の精神的ストレスの要因となる可能性がある。そのため、影響が及ぶ範囲は考え得る最大の範囲で設定するとともに、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、最新の知見等に基づき適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減させること。

また、事業実施想定区域から2 kmの範囲内に、保育園や小学校、中学校が5施設存在することから、風力発電設備の稼働による騒音及び低周波音、風車の影等による影響の予測、評価に際しては、これら施設の存在について十分配慮すること。

#### (2) 土壌及び地盤、水資源、埋蔵文化財包蔵地等について

事業実施想定区域には、急傾斜地崩落危険区域が存在しており、急傾斜地の崩落、地滑り、土石流の発生などの危険性が高いことから、降雨、降雪、地震等自然災害の発生も十分考慮の上慎重に検討を行うこと。

また、事業実施想定区域には、山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域が存在している。近隣市有施設においては、給水設備に地下水を利用しており、工事期間中、風力発電設備の稼働後も水脈の枯渇、濁り等が施設管理に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

さらに、事業実施想定区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が1ヶ所（山田墳墓 県遺跡No.203-073）、区域外ではあるが近接地に3ヶ所（鴻ノ巣寺跡 No.203-107・観音館跡No.203-116・山五十川経塚No.441-021）が知られており、それ以外の文化財についても風力発電施設の設置等の影響から保護するよう努めるとともに、今後、計画変更等により事業実施想定区域や施設設置場所に変更が生じた場合は事前に協議すること。

### （3）生態系（動物、植物）について

事業実施想定区域周辺には、天然記念物として国指定「三瀬気比神社社叢」や県指定「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」が存在している。加えて、事業実施想定区域の北方約5 kmには、ラムサール条約登録湿地である「大山上池・下池」が存在し、そこには多種類の鳥類が生息しており、また、冬には多くの水鳥が飛来する全国的に重要な越冬地となっている。これらのことから、事業実施想定区域周辺における生態系（動物、植物）に関する情報の収集及び現地調査を行い、それに対する影響の予測及び評価を行うこと。

### （4）景観について

良好な景観形成を図るため、風車の配置においては、山間部では山並みの景観を阻害しない場所とし、柱部分ができるだけ自然林などに遮蔽される場所を選定すること。

また、「大山公園（尾浦八景）からの自然と市街地と庄内平野をとりまく山々の眺め」については、山形県景観条例第26条第1項の規定に基づく「眺望景観資産」に指定されている。本配慮書では、大山公園からの見え方については「風力発電機の垂直見込角2%以下であることから、眺望景観に重大な視覚的な変化が生じる可能性は低い。」とあるが、事業の具体的な検討にあたっては、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）等を踏まえ特段の配慮を行うこと。

### （5）人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域には、東北自然歩道「気比台・笠取峠のみち」やつるおか森の散歩道「笠取峠・三瀬里山コース」が存在しており、市民のみならず多くの方に利用されていることから、既存歩道等の改変が必要な場合は、あらかじめ管理者と協議すること。